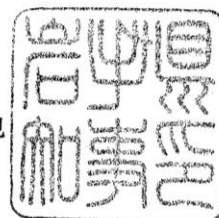


水振第 120 号
令和 3 年 4 月 27 日

岩手海区漁業調整委員会
会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達 増 拓 也



第一種区画漁業権の海区漁場計画の案について（諮問）

このことについて別添のとおり作成したので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条第 4 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



農林水産部水産振興課
漁業調整担当（大内）
TEL：019-629-5806
FAX：019-629-5824

第一種区画漁業権の海区漁場計画（案）

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第6項の規定に基づき、第一種区画漁業権の海区漁場計画の内容、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第24条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日、沿岸漁場管理団体の指定予定日及び申請期間を次のとおり公示する。

令和3年 月 日

岩手県知事 達増 拓也

第1 第一種区画漁業権の海区漁場計画の内容

1 漁業権に関する事項

(1) 公示番号 一区第14号

ア 漁場の位置（漁場名） 岩手県久慈市湊町久慈浜地先（沖久慈浜）

イ 漁場の区域

次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度11.852分、東経141度49.478分

イ点 北緯40度11.913分、東経141度49.636分

ウ点 北緯40度11.730分、東経141度49.756分

エ点 北緯40度11.669分、東経141度49.599分

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（さけ・ます小割式養殖業）

漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和3年10月1日から令和5年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 関係地区（余白）

キ 条件

ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 公示番号 一区第120号

ア 漁場の位置（漁場名） 岩手県宮古市白浜地先（白浜）

イ 漁場の区域

次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度36.699分、東経141度58.442分

イ点 北緯39度36.845分、東経141度58.265分

ウ点 北緯39度37.451分、東経141度58.909分

エ点 北緯39度37.396分、東経141度58.975分

オ点 北緯39度37.315分、東経141度58.892分

カ点 北緯39度37.155分、東経141度59.145分

キ点 北緯39度36.996分、東経141度58.990分

ク点 北緯39度37.149分、東経141度58.730分

ケ点 北緯39度36.979分、東経141度58.537分

コ点 北緯39度36.944分、東経141度58.586分

サ点 北緯 39 度 36.904 分、東経 141 度 58.548 分

シ点 北緯 39 度 36.854 分、東経 141 度 58.628 分

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（わかめ養殖業）

（こんぶ養殖業）

（ほたてがい垂下式養殖業）

（あわび垂下式養殖業）

漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和3年10月1日から令和5年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区

宮古市磯鶏、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、磯鶏一丁目から三丁目まで、神林、藤の川、河南一丁目、上村一丁目及び二丁目、実田一丁目及び二丁目、八木沢、八木沢一丁目から四丁目まで、高浜、高浜一丁目から四丁目まで、金浜並びに白浜

キ 条件

イ点及びイ点と北緯 39 度 37.577 分、東経 141 度 59.041 分の点を結ぶ直線を 4 等分した 3 点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(3) 公示番号 一区第 152 号

ア 漁場の位置（漁場名） 岩手県宮古市白浜地先（長磯前）

イ 漁場の区域

次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 37.396 分、東経 141 度 58.975 分

イ点 北緯 39 度 37.451 分、東経 141 度 58.909 分

ウ点 北緯 39 度 37.577 分、東経 141 度 59.041 分

エ点 北緯 39 度 37.525 分、東経 141 度 59.102 分

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（さけ・ます小割式養殖業）

漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和3年10月1日から令和5年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 関係地区 （余白）

キ 条件

① 養殖施設を設置する場合は、船舶の航行に支障のないよう配慮しなければならない。

② ウ点の最寄りの施設にあつては夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(4) 公示番号 一区第 204 号

ア 漁場の位置（漁場名） 岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里地先（仲網）

イ 漁場の区域

次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 22.612 分、東経 141 度 57.620 分

イ点 北緯 39 度 22.906 分、東経 141 度 57.565 分

ウ点 北緯 39 度 23.131 分、東経 141 度 57.951 分

エ点 北緯 39 度 22.746 分、東経 141 度 57.812 分

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（わかめ養殖業）

（ほたてがい垂下式養殖業）

（ほや垂下式養殖業）

漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和3年10月1日から令和5年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 関係地区 （余白）

キ 条件

ウ点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(5) 公示番号 一区第233号

ア 漁場の位置（漁場名） 岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里地先（金ヶ崎）

イ 漁場の区域

次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯 39 度 22.391 分、東経 141 度 57.114 分

イ点 北緯 39 度 22.434 分、東経 141 度 57.019 分

ウ点 北緯 39 度 22.536 分、東経 141 度 57.027 分

エ点 北緯 39 度 22.722 分、東経 141 度 57.245 分

オ点 北緯 39 度 22.906 分、東経 141 度 57.565 分

カ点 北緯 39 度 22.612 分、東経 141 度 57.620 分

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（かき垂下式養殖業）

（さけ・ます小割式養殖業）

漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和3年10月1日から令和5年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区

上閉伊郡大槌町

キ 条件

ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

2 保全沿岸漁場に関する事項 無し

第2 海区漁業調整委員会の意見の概要等

1 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果別添のとおり。(答申後に作成)

- 2 漁場の図面
別添のとおり。

第3 申請期間等

- 1 漁業の免許予定日 令和3年10月1日
- 2 沿岸漁場管理団体の指定予定日 無し
- 3 申請期間 令和3年7月1日から同年8月10日まで